

(別紙様式1)

### 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 愛媛県  
農業委員会名： 松山市農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	4,455	農業就業者数	6,085	認定農業者	864
自給的農家数	1,733	女性	2,791	基本構想水準到達者	169
販売農家数	2,722	40代以下	962	認定新規就農者	52
主業農家数	620	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	49
準主業農家数	304			集落営農経営	3
副業的農家数	1,877			特定農業団体	0
				集落営農組織	3

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	2,230	3,220				5,450
経営耕地面積	1,012	1,751	233	1,518		2,763
遊休農地面積	8.2	3.4				11.6
農地台帳面積	2,860	5,931				8,791

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5年 7月 19日

農業委員		定数	実数	地区数
定数	実数			
農業委員数	24	24		
認定農業者	—	13		
認定農業者に準ずる者	—	0		
女性	—	1		
40代以下	—	0		
中立委員	—	1		

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	24	24	36

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,450ha	1,914ha	35.11%
課 題	面識のある農家以外への農地の貸付は、断られる場合が多く、閉鎖性がある。委員が仲介を行っても躊躇する場合がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	2,225.5ha	(うち新規集積面積	20.5ha)
	目標設定の考え方:「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づく。			
活動計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 期間満了となる利用権の設定について、期間満了の通知により再設定を促す。</li> <li>2. 認定農業者等の会合で農地の流動化の推進を図る。</li> <li>3. 経営所得安定対策の申告時に、利用権の設定を促す。</li> </ol>			

※1 集積面積は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の「担い手への農地利用集積目標」に基づく年間の集積目標面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)を、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何を行うのか詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	31経営体	32経営体	50経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	14.6ha	16.4ha	17.6ha
課 題	農業委員会及び事務局と、市長部局である松山市農林振興課が連携を図っており、新規参入者は増加している。 今後も借り手(後継者)を求める農家と、新規参入を図る者との橋渡しが円滑にできるよう、連携をさらに深める必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	31経営体	参入目標面積	15.6ha
活動計画	年間を通じて松山市農水振興課等の関係機関との情報共有を密にし、連携を図ることで、真に農業者の立場に立った対応を実施する。なお、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を参考とした値を目標とする。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月何日何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5461.6ha	11.6ha	0.21%
課 題	農地の遊休化の原因となっている農産物価格の低迷状態の打開、後継者不足・高齢による労働力の不足が払拭されること、収益に確実に寄与する作物の明確化等		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3.6ha			
	目標設定の考え方:前年度の実績数値や「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の「遊休農地の解消目標」の年間目標面積を参考に設定する。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		150人	6月～10月	11月～12月
	調査方法	総会等の開催時に、委員に利用状況調査の詳細について説明を行い、前年の遊休農地を確認できる地図と遊休農地の所在地の一覧表を全委員に配布し、これを元に現地の調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～翌年1月	12月～翌年1月	
その他	無し			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,450ha	15.16ha
課 題	山間部や平野部周辺の農地は、監視の目が届きにくいことから違反転用の発見が遅れがちとなる場合が多い。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

##### 2 令和3年度の活動計画

活 動 計 画	違反転用の未然防止のため、農業委員会だより等を通じた転用許可制度の周知・啓発活動、及び相談活動を積極的に実施する。 また、事案の発見・掌握については、農業委員・事務局職員の日常活動はもとより、一般市民からの通報や関係機関からの通知も利用する。 なお、違反転用を発見した場合は、現地調査を行い、関係部局や県との連携を図りながら事情聴取、工事その他行為の停止、原状回復、または可能なものについては追認許可申請を指導し、再発防止を厳しく指導する。 さらに、2年前の転用許可案件のうち転用確認未了のものについて農業委員と事務局職員にて9月～11月に追跡調査を実施し、許可目的実現のための指導を行い、違反転用防止の一環とする。
---------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入